



福県医発第668号(地)
令和5年6月5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症治療薬／発症抑制薬の使用期限の取扱いについて

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症治療薬および発症抑制薬の使用期限の取扱いについて、これまでの使用期限の取扱いに関する厚生労働省の事務連絡を廃止し、各製剤の使用期限については、下記の厚生労働省ホームページに掲載することについて連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであることを申し添えます。

記

- 厚生労働省ホームページ掲載先（「2. 現在承認されている治療薬の使用期限について」をご参照ください。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/covid-19tiryouyaku_vaccine.html

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事
宮 川 政 昭
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症治療薬／発症抑制薬の使用期限の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び同省新型コロナウイルス感染症対策本部の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症治療薬および発症抑制薬の使用期限の取扱いについて、今般、これまでの使用期限の取り扱いに関する厚生労働省の事務連絡を廃止し、各製剤の使用期限については、下記の厚生労働省ホームページに掲載することとしたことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、本取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであることを申し添えます。

記

- 厚生労働省ホームページ掲載先（「2. 現在承認されている治療薬の使用期限について」をご参照ください。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/covid-19tiryouyaku_vaccine.html

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 19 日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症治療薬／発症抑制薬の
使用期限の取扱いについて

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡を発出しましたので、貴会会員への周知をお願いします。



事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 19 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症治療薬/発症抑制薬の
使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症治療薬/発症抑制薬の使用期限の取扱いについては、これまで、「ラゲブリオカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて」（令和 5 年 4 月 21 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「パキロビッドパックの使用期限の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 10 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「ロナプリーブ注射液セット 300 及び同注射液セット 1332 の使用期限の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 28 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「ゼビュディ点滴静注液 500mg の使用期限の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 28 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「エバシエルド筋注セットの使用期限の取扱いについて」（令和 4 年 11 月 30 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でそれぞれお示ししてきたところですが、今般、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/covid-19tiryouyaku_vaccine.html）に掲載することとしましたので、御連絡いたします。また、これに伴い、上記の事務連絡は廃止することとします。

各都道府県等におかれましては、医療機関に対し、ホームページに掲載した取扱いに基づいて各薬剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

ホームページに掲載した取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守し

た製剤に適用されるものであり、当該取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

別記

全国保健所長会

全国衛生部長会

全国知事会

公益社団法人日本医師会

一般社団法人日本病院会

公益社団法人全日本病院協会

一般社団法人日本医療法人協会

公益社団法人日本精神科病院協会

一般社団法人日本感染症学会

一般社団法人日本内科学会

一般社団法人日本呼吸器学会

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本保険薬局協会

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会